

電波監理審議会 有効利用評価部会（第58回） 議事録

1 日時

令和8年4月7日（火） 10：00～11：05

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

西村 暢史（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

翁長 久（電波部長）

小川 裕之（電波部電波政策課長）

佐藤 輝彦（電波部移動通信課移動通信企画官）

伊藤 健（電波部電波政策課課長補佐）

手塚 紗衣（電波部電波政策課周波数調整官）

武田 理人（移動通信課課長補佐）

(4) 事務局

飯倉 主税（総合通信基盤局総務課長）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会		1
2. 議	事		
	(1) 携帯電話等周波数の有効利用に関する情報通信審議会における検 討.....		1
	(2) 令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MH z 超の周波数帯）の調査結果のうち重点調査結果.....		10
3. 閉	会		28

開 会

○西村部会長 それでは、ただいまから電波監理審議会有効利用評価部会第58回会合を開催いたします。皆様、お忙しいところお集まりくださり、ありがとうございます。本日の会議もWebによる開催とさせていただきました。

本日の有効利用評価部会につきましては、電波監理審議会委員の笹瀬会長と私、両名が出席しておりまして、電波監理審議会令第3条に基づく定足数を満たしております。

若林特別委員は、公正取引委員会委員に着任されたことによりまして、先月末をもって特別委員を御退任されましたことを申し添えさせていただきます。

なお、本日は電波監理審議会親会から矢嶋委員が傍聴予定となっております。

それでは、早速でございますが、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事は2つございます。いずれも総務省からの報告を予定しておりますので、事務局におかれましては、総務省関係者の皆様に入室をするよう連絡をよろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。それでは、入室までしばらくお待ちいただけますよう、お願い申し上げます。

事務局でございます。総務省関係者の入室を確認いたしましたので、議事の進行をお願い申し上げます。

議 事

(1) 携帯電話等周波数の有効利用に関する情報通信審議会における検討

○西村部会長 それでは、議事を再開いたします。

それでは、まず、議事の1つ目、携帯電話等周波数の有効利用に関する情報通信審議会における検討につきまして、総務省移動通信課の佐藤企画官より御説明をよろしくお願いいたします。

○佐藤企画官 移動通信課の佐藤でございます。おはようございます。

それでは、報告事項1件目について御説明をさせていただきます。

資料58-1になります。まずは1ページ目をおめくりいただければと思います。この資料については、3月31日の（情報通信審議会 情報通信技術分科会の）電波有効利用委員会で御説明をしたものになります。作業班の設置については御了承いただいているということでございます。

では、1ページ目になりますが、こちら、携帯電話等のモバイルネットワークの整備の基本的な考え方に関するスライドになります。モバイルネットワークにつきましては、広いカバレッジに適している低い周波数帯から高トラヒックに対応する高い周波数帯まで、それぞれの技術的特性を生かしながら整備が進められているということでございます。

2ページ目になります。

こうした基本的な考え方の下で各事業者に様々な周波数を割り当てておりまして、直近では、2023年10月に楽天モバイル社に700MHz帯、2024年12月にソフトバンク社に対して4.9GHz帯の割当てを実施しております。ただ、携帯電話等周波数につきましては、現在、価額競争、いわゆるオークションにより割り当てることとしているミリ波といった高い周波数帯を除けば、新規の周波数の割当てについては、おおむね一巡をしている状況にあると認識しております。

3ページ目になります。携帯電話等周波数の割当制度の概要をまとめたスラ

イドになります。

携帯電話等周波数を割り当てる際に、事業者は開設計画という基地局等の整備計画を提出しまして、それを審査基準に基づいて審査を行い、最も優れた計画を提出した者に周波数を割り当てる、いわゆる開設計画の認定を行っているということでございます。周波数の割当てを受けた者は、一定期間、いわゆる開設計画の認定期間、現行の制度ですと原則10年になりますが、排他的に基地局免許の申請が可能となっているということでございます。また、最後のポツになりますが、令和元年の電波法改正によりまして、開設計画に周波数の経済的価値、特定基地局開設料も記載させることとしまして、そちらも考慮して総合的に審査を行っているということでございます。

4 ページ目になります。

さらに、周波数のいわゆる固定化を抑止する観点から、令和4年の電波法改正によりまして、携帯電話等周波数の再割当制度が創設されたところでございます。例えば、本部会のまさにミッションであります、電波監理審議会における有効利用評価の結果が一定基準を満たさないとき、また、他の事業者から開設指針制定の申出、いわゆる再割当申請があったとき、総務大臣が周波数の再編が必要と認めるとき、その3つの要件のうち、いずれかに該当する場合に再割当てができるという制度でございます。

5 ページ目になります。こちらについては、有効利用評価制度をまとめたスライドになりますので割愛をさせていただきます。

6 ページ目も、有効利用評価方針に関する記載となりますので、こちらも割愛をさせていただきます。

7 ページ目になります。

今後の取組としまして、これまで電波の利用状況調査及び有効利用評価については、免許人である事業者から提出のあったデータのみに依存しておりまし

たが、総務省は、ユーザー視点で携帯電話等の通信品質がしっかり確保されているかどうかについて、自ら能動的にデータを収集・分析し、有効利用評価につなげていく取組を今年度から本格的に開始することとしております。本件につきましては、この評価部会の先生方に対して、本格実施に向けたトライアルについて御説明をさせていただいておりますが、昨年度もトライアルを実施しておりまして、その結果を今、まとめている状況でございます。まとめ次第、速やかに本評価部会に御報告したいと考えております。

ただ、調査手法については、我々も今、いろいろ検討している状況でございます。走行測定及び定点測定等で行っております。それぞれ通信速度や電波強度等の通信品質を測定する予定でございまして、測定地点についても、ルーラルエリアに加えて、トラヒックが混雑しやすい都市部も対象としていきたいということでございます。こちらの通信品質調査につきましては、必要なエリアに必要なネットワークが整備されているかどうかを可視化していくことを目指しておりますが、先ほど申し上げたとおり、調査手法や項目等、様々な検討事項がございますので、有効利用評価部会の委員の先生方の御意見もいただきながら、二、三年かけてしっかり取組を進めまして、有効利用評価にしっかり組み込んでいきたいと考えているところでございます。

8 ページ目になります。移動通信トラヒックの動向と今後の見通しについてのスライドになります。

デジタル化の進展などを背景に、移動通信トラヒックは増加をし続けておりまして、直近でも、年20%のペースで増え続けている状況でございます。今後も増加することが見込まれておりまして、2030年には、2020年比で約1.4倍に増加するとの予測もあるというところでございます。

9 ページ目になります。携帯電話等周波数の有効利用促進に向けた課題をまとめしております。

携帯電話等周波数については、周波数割当ての際に提出した開設計画、いわゆる整備計画の履行を義務づけることによりまして、これまでインフラ整備が進められてきたという状況です。

他方、開設計画の認定期間が満了する周波数帯が増加することが見込まれておりまして、左下の図に示すように、先ほど説明したように、携帯電話等周波数については、新規の割当てが一巡しつつある中で、約３年後にはほとんどの周波数で認定期間が満了することになります。また、右下の図は、１年当たりの基地局の開設計画について、開設計画の認定期間中と満了後で比較したのになります。満了後の開設計画のほうが減っていることをもって、直ちにこれが問題であるとは言えないものの、いずれにしましても、先ほど御説明したとおり、移動通信トラヒックが今後も増加することが見込まれる中で、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていくという観点から、既に割り当てた携帯電話等周波数について、開設計画の認定期間満了後も引き続き事業者によるインフラ整備を促進するとともに、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくことが重要であると考えております。あわせて、検討に当たっては、新たな携帯電話技術の普及速度や諸外国の事例も踏まえながら、インフラ整備の予見可能性の確保についても考慮する必要があると考えております。

これらの観点を踏まえて、モバイルネットワークの整備を促進し、携帯電話等周波数のさらなる有効利用を図るため、再免許制度及び再割当制度等の在り方について、一体的に検討を行ってまいりたいと考えております。

１０ページ目になります。再免許制度についてのスライドになります。

携帯電話等に係る無線局免許については、周波数の有効利用の状況を踏まえて審査を行うということを目的としまして、再免許をシステム単位で行うことで一斉再免許が導入をされております。５年に１度再免許を行っておりまして、

次回の一斉再免許は来年１０月となっております。

下の図が携帯電話等の再免許制度の概要でございまして、再免許申請を行う際、将来の業務計画等の書類を添付することとなっておりますが、現行の審査基準では、現在の状況が前回再免許申請時に提出した将来の業務計画等に照らして、電波の有効利用が図られているかどうかのみを審査しているということでございまして、将来の業務計画自体については、記載すべき事項が満たされているかどうかということだけを審査しておりまして、その妥当性までは見ていないという状況でございます。

１１ページ目になります。

こうした背景を踏まえて、作業班を設置して検討するということでございまして、本作業班の背景・目的につきましては、これまで御説明差し上げたとおり、来年１０月に予定されている携帯電話等周波数の無線局の一斉再免許に対する方針を含めまして、携帯電話等の周波数のさらなる有効利用を促進する観点から、周波数の再免許制度及び再割当制度等の在り方について一体的に検討を行うため、電波有効利用委員会の下に作業班を設置して検討するということでございます。

検討事項についても、このスライドに記載のとおり、特に、再割当制度の在り方については、電波の有効利用評価とも密接に関連しておりますので、特に有効利用評価部会の委員の先生方とも連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

本作業班の構成については記載のとおりということで、藤井先生に主任をお願いしておりまして、また、この有効利用評価部会からは、池永先生に御参画をいただく予定でございます。また、電波有効利用委員会からは、中島先生、林先生にも御参画いただく予定でございまして、そのほか、競争政策や規制政策に知見のある佐藤先生、宍戸先生にも構成員をお願いしているという状況で

す。

12ページ目になります。今後のスケジュールになります。

作業班の設置について御了承をいただきましたので、速やかに作業班を立ち上げまして、一、二か月に1度のペースで開催し、まずは一斉再免許の対応方針について、本年秋頃に中間取りまとめを目指してまいりたいと考えております。その後、さらに検討を進めまして、来年春から夏頃に最終取りまとめを行うことを想定しているということでございます。

私からの説明は以上になります。

○西村部会長 佐藤企画官、御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。恐縮ですけれども、順番にお伺いさせていただければと思います。

笹瀬部会長代理、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 御説明どうもありがとうございます。

1点だけ質問です。12ページを見ると、有効利用委員会の報告が数回あるんですけれども、こちらから何かフィードバックすることは可能なのでしょうか。

○佐藤企画官 御質問ありがとうございます。

この作業班の検討状況については、評価部会の先生方にも随時報告をさせていただきたいと思っております。その中で、適宜フィードバックをいただければ大変ありがたく思っております。どのタイミングでどうするかというところは、これから事務局とも相談しながら進めていきたいと考えております。

○笹瀬代理 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

池永特別委員、よろしくお願いします。

○池永特別委員 私のほうからは特にコメント等ございません。御説明ありがとうございました。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、石山特別委員、いかがでしょうか。

○石山特別委員 私からも特に質問はございません。7ページに書いてある発射状況調査について、私も少し関わらせていただいておりますので、ここもしっかりと検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 方針そのものは特に伺ったとおりということだと思うのですが、1点、7ページのところでお伺いしたいんですが、通信品質をという話になると、端末の性能、特に各社の端末のあまり公開したくない部分にまで踏み込まなければいけない可能性があるのと、もう一つは、どの場所を測定するかというのは、実は各社のここを測ってほしいという意向が結構働くような気がするんですけども、ユーザー視点に立つということと、各社の意向との間の調整をどうするのかというのが非常に難しく興味深いところではあると思うんですが、そこら辺はどうされる予定なんでしょうか。

○佐藤企画官 御質問ありがとうございます。

どこの地点を選定するかについても、まさにこれからの検討事項の一つであると考えております。ただ、御説明したように、我々としては、基本的にはルーラルエリアとトラヒックが混雑しやすい都市部について調査を行っていきたいと考えておまして、特に都市部につきましては、いわゆるパブリックエリアと言われる不特定多数の方がアクセスできるようなスポットを中心に、特にトラヒックが混雑しやすいエリアというのは、大体そこは色々なデータを基にある程度推定はできますので、そこを中心に調査を行うとか、そういった形で

進めることができればと考えているところでございます。事業者との調整というよりは、我々としては、むしろできるだけユーザー視点に立って調査を行えばよいと考えているところでございます。

以上です。

○眞田特別委員 分かりました。

一言コメント申し上げますと、こういう話は以前もあったと思う。大分前、もう10年ぐらい前に。ただ難しかったのは、要は自分の基地局の周りを走ってくれるとたくさんデータ通信ができるのだけとなり、その調整がなかなかつかなくて、あまりうまくいかなかった記憶があるので、どういうふうにされるのかというのが興味深い、あるいはどうするのが公平なのかというのは非常に難しい問題と思って伺ったところです。

○佐藤企画官 ありがとうございます。

公平性の確保というのは非常に重要な視点でございますので、そういったところも、先ほど御説明のとおり二、三年かけて集中的に調査手法とか、調査項目をどうするか検討していきたいと考えておりますので、その中で先生おっしゃるような、公平性の観点というのもしっかり重視をしながらこの取組を進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○眞田特別委員 ありがとうございます。

○西村部会長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、中野特別委員、いかがでしょうか。

○中野特別委員 御説明どうもありがとうございます。

私も、全般に関して丁寧に進めていただいて、これでよいかと思っていますが、眞田先生が御指摘された部分は私も実は気になっていて、端末の機能のどこを使いたいかで大分評価が変わってくる可能性は大きいというのは、特にこの数年の技術の変化に合わせてあるかと思いますので、ぜひその辺りは丁寧に

進めていただければというのが1点でございます。

以上です。

○西村部会長　ありがとうございます。

佐藤企画官、中野特別委員からの御発言に対するコメント等、返答はございますでしょうか。

○佐藤企画官　ありがとうございます。御指摘のとおりだと思います。

説明の中でも申し上げましたが、今、トライアルでもこの調査の取組を進めておりまして、その中で、調査手法をどうするかというところも御報告させていただき、またコメントをいただければと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○中野特別委員　よろしく願いいたします。

○西村部会長　どうもありがとうございました。

私から、コメントは今のところございませんので、進めていっていただければと思っております。

そのほか、追加での御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本件議事は終了したいと思います。佐藤企画官、御説明・御対応ありがとうございました。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○佐藤企画官　ありがとうございました。

（２）令和７年度電波の利用状況調査（各種無線システム・７１４MHz超の周波数帯）の調査結果のうち重点調査結果

○西村部会長　それでは、続きまして、議事の２つ目に移らせていただきます。

議事の２つ目、令和７年度電波の利用状況調査（各種無線システム・７１４M

H z 超の周波数帯) の調査結果のうち重点調査結果につきまして、総務省電波政策課の伊藤補佐より御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

令和7年電波の利用状況調査の重点調査の結果について御説明いたします。
資料58-2-1、2ページ目を御覧ください。

前回の有効利用評価部会では、調査結果全体のポイントを御説明したところでございますが、今回は、赤枠で囲っております重点調査の結果について御説明いたします。より詳細な結果につきましては、本紙の第2章に掲載しておりますので、適宜御参照ください。

それでは、資料58-2-2、別冊1 重点調査を御覧ください。

4ページ目を御覧ください。重点調査対象の1つ目、映像S T L / T T L / T S L (Bバンド) から説明させていただきます。

本システムは、スタジオから送信所(親局)及び中継局まで放送番組を伝送するために利用されておまして、主にテレビジョン放送事業者が利用するシステムとなっております。

5ページ目を御覧ください。

選定理由につきまして、本システムが利用する周波数は、V 2 X 自動運転システムの国際的な周波数検討が行われている帯域でありまして、周波数再編アクションプラン(令和6年度版)において、既存無線システムの移行先周波数の確保や移行支援、5.9 G H z 帯V 2 X システムの隣接システム等との周波数共用検討などを実施し、令和8年度中をめどにV 2 X 通信向けの周波数割当てを行うこととされておりました。このため、同帯域を使用する本システムの利用状況を詳細に調査し、移行動向を把握するため、重点調査の対象システムと

して選定しております。

また、本システムは、令和8年1月の電波監理審議会において使用期限を令和13年3月31日までとする諮問を行い、内容のとおりとする答申を受けております。

6 ページ目を御覧ください。

免許人数及び無線局数の推移につきましては、どちらも前回調査から減少しております、免許人数は32者から31者、無線局数は131局から129局に減少しております。

次のページから調査票調査結果について説明をさせていただきます。

7 ページ目を御覧ください。

電波の発射及び利用形態につきまして、全ての無線局において、電波は「常時発射した」、利用形態は「放送サービスの提供」との回答となっております。

12 ページ目を御覧ください。

移行・代替・廃止につきまして、全体の96.1%(124局)が「予定あり」、3.9%(5局)は「予定なし」の回答となっております、移行先につきましては、同システムのほかのバンドとの回答が多くなっております。

13 ページ目を御覧ください。

移行・代替・廃止予定の時期の最多回答を都道府県単位でマッピングした結果となりますが、「令和7年度中(移行済みも含む)」が、最多回答の都道府県は愛知県、「令和8年度中」が最多回答となった都道府県は7県となっております、関東を中心に順次移行が進んでいくことを示す結果となっております。

ページを少し飛ばしまして、17 ページ目を御覧ください。発射状況調査の結果について御説明します。

発射状況調査では、時間的利用状況とエリア的利用状況の2点について調査をしておりまして、時間的利用状況は、30日間固定された受信点で、A局と

B局の測定を行いまして、両局ともに測定期間中、毎日継続して電波の受信を確認できております。また、調査票調査では、両局ともに365日電波を発射するとの回答でありましたため、調査票の回答を裏づける測定結果が得られております。

18ページ目を御覧ください。

エリア的状况につきましては、測定機材を搭載した車により、移動しながら測定を行っており、C局とD局の測定を行っております。なお、測定機材のアンテナの高さは2メートルとなります。赤の点線の中心点、矢印の起点付近が発射地点であり、各測定地点で確認できた電波強度を右下の数値に対応した色で表しております。本システムは空中線が高所に設置されておまして、鋭い指向性を持って電波を発射しておりますため、測定範囲内における指向方向以外の発射電波の強度が小さいことを確認いたしました。

ページを少し飛ばしまして、23ページ目を御覧ください。ここから15GHz帯電気通信業務の中継系・エントランス及び災害対策用の2つのシステムの調査結果について御説明させていただきます。

中継系・エントランスは、主に携帯電話等の基地局エントランスとして利用されておまして、電気通信事業者が利用する固定局のシステムとなります。

24ページ目を御覧ください。

災害対策用は、災害等発生時の伝送路の救済や確保のための臨時回線の構築に利用されておまして、電気通信事業者が利用する陸上移動局のシステムとなります。

25ページ目を御覧ください。

選定理由につきましては、両システムを利用する周波数帯は、WRC-27に向けてIMT特定の可能性の検討が実施されており、周波数再編アクションプラン（令和6年度版）において、諸外国における動向や具体的な利用ニーズ、

既存システムとの共用可能性等を踏まえ、適切な時期にWRC-27での対処方針についての検討を行うこととされておりました。このため、本システムの利用状況を調査し、WRC-27での議論に資するデータを取得するため、重点調査の対象として選定しております。

26ページ目を御覧ください。

免許人数及び無線局数の推移は、両システムともに免許人数は前回調査から変化しておらず、中継系・エントランスは3者、災害対策用は1者となっております。無線局数は両システムともに前回調査から減少しておりまして、中継系・エントランスは935局から873局に減少しており、災害対策用は28局から24局に減少しております。

次のページから調査票調査結果について御説明させていただきます。

27ページ目を御覧ください。

電波の発射及び利用形態につきまして、中継系・エントランスは、全ての無線局において電波は「常時発射した」、利用形態は全体の70.8%（671局）が「携帯電話サービスの提供のための伝送路として運用」との回答となっております。災害対策用に関しましては、全ての無線局において電波を「常時発射しなかった」と回答されております。

ページを少し飛ばしまして、29ページ目を御覧ください。

災害対策用の電波を発射していない理由につきまして、全ての無線局において、「災害時にのみ運用するため」と回答されております。

免許人にヒアリングを行いましたところ11GHz帯電気通信業務災害対策用をメインに使用しており、15GHz帯のシステムは、点検時も外観の目視点検と装置の電源を入れることで動作確認を行っており、電波の発射はしていないとの回答をいただいております。また、能登半島地震の際も使用できるよう準備はしたものの、結果として11GHz帯システムのみ使用したとのこと

です。

30 ページ目を御覧ください。

こちらは、中継系・エントランスの現在の開設局数及び設問の回答を基に作成しました、5年後の想定無線局の分布となります。無線局数の多い都道府県を濃い色で表しており、半数以上の都道府県において無線局が減少する想定となっているものの、35の都道府県について、現段階では5年後も無線局が残る予定となっております。

31 ページ目を御覧ください。

こちらは周波数帯幅利用状況になりまして、左表が、ブロック割りと周波数集計区分、右表が、都道府県別の周波数ブロックごとの無線局数を表した表になりまして、中心周波数に基づいてブロック分けを行っております。中継系・エントランスは都道府県ごとに周波数帯の偏りが異なるものの、大きく空いている周波数ブロックはない結果となっております。

32 ページ目を御覧ください。

災害対策用でございますが、一部の都道府県で使用されており、都道府県ごとの周波数ブロックの偏りは少なくなっております。

ページを飛ばしまして、36 ページ目を御覧ください。

移行・代替・廃止につきまして、中継系・エントランスは全体の50.4%（439局）が移行等の予定を「令和7年度中から令和12年度以降」、全体の49.6%（432局）が「移行等予定なし」と回答しており、移行等予定の無線局439局は、移行等の手段について98.6%（433局）が「廃止」と回答しております。災害対策用につきましては、全体の100%（24局）が「移行等予定なし」と回答しております。

ページを飛ばしまして、42 ページ目を御覧ください。

発射状況調査について、15GHz帯電気通信業務に関しまして、災害対策

用は臨時で使用されるシステムでありますため、時間的利用状況は中継系・エントランスのみ実施し、エリア的利用状況は両システムで実施しております。

中継系・エントランスの時間的利用状況につきましては、E局とF局の測定を行いまして、両局とも測定期間中、毎日継続して電波の受信を確認できております。また、調査票調査では、両局とも「365日電波を発射する」との回答でありましたため、調査票の回答を裏づける結果が得られております。

43ページ目を御覧ください。

中継系・エントランスのエリア的利用状況は、G局とH局の測定を行っており、本システムは空中線が高所に設置されており、鋭い指向性をもって電波を発射しておりますため、測定範囲内における指向方向以外の発射の電波の強度が小さいことを確認いたしております。

44ページ目を御覧ください。

災害対策用のエリア的利用状況はI局とJ局の測定を行っており、同様に、測定範囲内における指向方向以外の発射電波の強度が小さいことを確認しました。

ページを飛ばしまして、49ページ目を御覧ください。

重点調査のまとめとなりますが、映像STL／TTL／TSL（Bバンド）につきましては、移行・代替・廃止予定時期について全体の96.1%（124局）が「予定あり」と回答しており、移行先に関しまして、同システムのほかのバンドを選択する回答が多くなっており、今後、移行が進んでいくことを示す結果となっております。

次に、15GHz帯電気通信業務用システムに関しましては、中継系・エントランスでは全体の100%（871局）が電波を「常時発射した」と回答しており、42都道府県に開設されておりますため、全国的に活用されているシステムとなっております。また、移行・代替・廃止予定時期について、全体の

50.4%（439局）が「令和7年度中から令和12年度以降」、全体の49.6%（432局）は「移行等予定なし」と回答しており、35都道府県に開設されている無線局が「移行等予定なし」と回答していることから、無線局は減少するものの、今後も全国的に活用が続く可能性を示す結果となっております。災害対策用では、全ての無線局において「災害時のみ運用する」、運用区域は「変動する」、「移行などの予定はなし」と回答されており、今後も、災害時に様々な都道府県において活用される可能性があることを示す結果となっております。

以上が重点調査の御説明となります。御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

○西村部会長 伊藤補佐、御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等を順番にお伺いできればと思っております。

対象システムは2つございますので、まずは、4ページからの映像S T L / T T L / T S L、これについてお伺いできればと思っております。

笹瀬部会長代理、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 5ページを開けていただけますか。ここに書いてある下側のほうに、令和7年度のアクションプランについて記載がありますけども、この取組状況について、特にV2Xについて御説明よろしくお願いいたします。

○手塚周波数調整官 電波政策課、手塚でございます。アクションプラン記載の取組状況ということで、私から御説明させていただければと思います。

こちらの記載にありますとおり、令和8年1月30日に周波数割当計画の一部変更を実施しており、既存無線局に係る使用の期限及び新たに導入する無線局を定めてございます。この制度整備及び電波法第71条の3に基づきまして、特定周波数変更対策業務を行うということで、指定周波数変更対策機関の応募を行いまして、令和8年4月1日に、一般社団法人情報通信ネットワーク産業

協会を指定してございます。こちらを通じて、周波数変更対策を進めていければと考えております。

また、周波数ひっ迫対策技術試験事務ということで、本年度から技術的検討及び既存無線システムとの周波数共用検討を実施することで、こちらの取組も進めていきたいと考えているところでございます。

○笹瀬代理 分かりました。どうもありがとうございました。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

池永特別委員、いかがでしょうか。

○池永特別委員 御説明ありがとうございます。12ページをお願いできますでしょうか。

こちらで移行・代替・廃止予定時期の部分、一番上の部分ですけれども、これについて、この下の部分で令和7年度中に予定と書かれている事業者に関しましては、これは昨年度ということになると思いますけれども、これは予定どおり行われているのでしょうか、教えていただけますか。

それから、もう一つは、「移行予定なし」が3.9%いらっしゃるようすけれども、これに関しては、13年3月末までに移行が必要、つまり3.9%もいずれは移行しなければいけないという考えでよろしいでしょうか。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。

御指摘の無線局につきましては、令和7年度中に移行完了しておりまして、順調に進んでいるものと考えております。

また、調査票調査の実施時は、移行先の周波数がまだ確定していない無線局も存在する状況でございまして、令和7年度中に全ての無線局の移行先周波数が決定したということでございますので、周波数変更対策業務により、移行期限までに全て移行する予定になります。

○池永特別委員　ありがとうございます。分かりました。

この部分に限らず、少し大きな話になりますけれども、このような形で、特に移行期限が決められているものとか、あるいは国内外で議論をされているような周波数帯、あるいは、特に最近ですと、高い周波数帯での利用の状況というのが非常に増えていることも踏まえたと、今のこのような形で、隔年で周波数帯を分けての調査でよいのかも少し気になっております。特に毎年やるべきかどうかということ、あるいは周波数区分が今の区分けでよいのかどうかといったことも含めて、今後検討が必要ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○伊藤補佐　電波政策課の伊藤でございます。

貴重な御意見いただきまして、大変ありがとうございます。やはり周波数の共用・移行・再編というところが、利用状況調査、今の電波利用の状況の中で非常に大切なことになっております。御意見を踏まえまして、今後の方針について検討を進めたいと思います。ありがとうございます。

○池永特別委員　ぜひよろしく願いいたします。

○西村部会長　ありがとうございます。

石山特別委員、いかがでしょうか。

○石山特別委員　今、見せていただいている１２ページについて、質問というより確認をさせていただきたいんですけれども、このＢバンドからの移行で、Ｃ、Ｍ、Ｄ、Ｎのところの４か所に移行予定ということでグリーンで塗っていただいているんですけれども、これを足すと１００％を超えているのは、これは複数回答があったということによろしいでしょうか。

○伊藤補佐　電波政策課の伊藤でございます。

複数回答をできるとようになっておりますので、その御理解で合っております。

○石山特別委員 ありがとうございます。

もう一つ、確認ですけれども、BバンドのところからC、M、D、Nのところへ移すと、Bバンドというのはそこそこ距離が長く通じて、なおかつ雨や霧に強いという、そういうメリットもあったと思うんですけれども、もともとのBバンドの波長が、大体0.5センチぐらいのところ、このバンドを移すと0.4センチとか、若干波長が短くなりますけど、それでも到達距離とか雨や霧への強さとか、そういったものは変わらないと見てよろしいですか。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。

C、M、D、Nバンドともに10GHz帯以下のものですので、同様の特性はございます。ただ、やはり御指摘のと通りの、Bバンドのほう若干伝搬特性がよいところがありますので、完全な代替ができず、中継するための固定局を立てるような例というのがございます。

○石山特別委員 なるほど。分かりました。

私からは以上です。ありがとうございました。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 御説明ありがとうございます。

14ページのところで伺いたいののですが、今の石山先生のお話と関連するんですけれども、代替先のシステムの周波数の選定が困難だという御回答をいただいているところがあるかと思うんですけれども、先ほどのようにほかのC、M、D、Nバンドに移行する免許人もいる中で、周波数の選定が困難というのは、これは性能的に満たさないのかで代替が困難という話なのか、それとも検討そのものが困難なのか、そこら辺いかがなんでしょうか。また、こういう免許人に対して、ほかの免許人の取組など、参考になりそうな情報の共有はされているのでしょうか。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。

調査票調査の実施時期が移行先の周波数が確定してない無線局も存在する状況であったため、このような回答をいただいたと認識しております。令和7年度末に総務省事業での検討の結果、全ての無線局の移行先の周波数が決定しておりますので、今後は順調に進んでいくものと考えております。

○眞田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、中野特別委員、いかがでしょうか。

○中野特別委員 御説明どうもありがとうございます。

私からは次のページ、15ページを見ていただけるとありがたいのですが、移行費用に関して、結構価格帯にばらつきがございまして、最も高額だと5億円から10億円という回答がある一方で、最も多い回答は1,000万円から5,000万円となっており、かなり価格差がある状況です。これはもちろん規模とかもあるかと思えますけれど、この理由について把握されているかどうか、また、費用について回答されてない方たちは、移行について積極的に考えているかどうかなどについて、現状を教えていただけると幸いです。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。

先生御指摘のとおりで、設備の諸元とか、アンテナの流用ができるかどうか、新たな鉄塔や局舎を設置する必要があるかないかなどによって、ケース・バイ・ケースで費用は大きく変わるものと理解をしております。「不明」の回答ですけれども、これも実際どういったケースを想定するかが分からないことから、「不明」と回答されているのではないかと考えております。

○中野特別委員 どうもありがとうございます。引き続き、この費用自体も移行のスピードに関係あるかもしれませんので、フォローのほうよろしく願いいたします。

以上です。

○西村部会長　ありがとうございます。

私からも、せっかくですので1点お伺いさせていただければと思います。既に御説明いただいたのですけれども、18ページ目をお開けいただけますでしょうか。ここの真ん中の移動測定結果の欄では、「測定範囲内における指向方向以外の発射電波の強度が小さいことを確認」と記載されておりますけれども、この文章と、その下にC局、D局の図がございますけれども、発射高度は発射場所が高度であり、測定は移動車両で高さ2メートル程度という御説明だったかと思いますが、少しこの下の2つの図について、補足的な説明をいただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○伊藤補佐　電波政策課の伊藤でございます。

まず、右下の矢印があるかと思いますが、こちらが無線局から電波が発射されている方向でありまして、この辺りに無線局があるということがございます。本システムは、空中線が高いところに設置されておりまして、相手方の対向する局もこれもまた高いところ、高所にあります。本測定におきましては、2メートルの高さにアンテナを設置した車両で測定を行っておりまして、水平の指向方向の真下周辺の道路を走行しながら測定することで、水平方向だけではなくて、垂直方向も考慮して、立体的に指向方向以外の電波の強度の測定も実施していることとなります。測定の中で受信した電波強度でございますが、右下の図にありますように赤いところ辺りですけれども、マイナス80 dBm後半など、システムの運用に必要な電波強度より小さい値となっていることを確認しておりまして、測定範囲内における指向方向以外の発射電波の強度が小さいことを確認した結果として示しているということとなります。

○西村部会長　よく分かりました。指向方法以外がということで、分かりました。ありがとうございます。

まず、映像 S T L / T T L / T S L についてお伺いをさせていただきました。
続きまして、23 ページからの 15 G H z 帯の電気通信業務用無線局について、
また順番にお伺いさせていただければと思います。

笹瀬部会長代理、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 それでは、31 ページと 32 ページについてお伺いさせてください。
これは既存の無線システムがどの周波数ブロックを使っているか、どの地域で使っているかということを示した図で、これは非常に分かりやすいので、
この表はあったほうがよいと思います。

それで質問ですけれども、今回のこの表に関しては、中心周波数を基に作成されているみたいですが、帯域幅も考慮した表のほうがより分かりやすいと思われます。質問は、これは 1 ブロックが 20 M H z 幅になっていますけれども、実際の既存システムは実際に使っている周波数帯域幅はこの程度と使ってよろしいのでしょうか。例えば 31 ページを見ると、使っている周波数と使っていない周波数の間隔が空いているので、これはガードバンドの意味なのか、もしくは、多少この白いところも使っているけれども、重ならないように使っているという、そういう理解でよいかという質問です。

以上です。よろしくお願いします。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。

本表でございますけれども、中心周波数の分布を示したものとなっております。実際の帯域幅でございますけれども、表では、1 ブロックは 20 M H z 幅となっておりますが、実際の帯域幅は 36.5 M H z 幅等、20 M H z 幅を超えるものもありまして、この表で見ますと、隣接ブロックにはみ出すものも多くなっているところでございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。よく分かりました。少し空いているということは、ここは隣接も含めて、周波数帯域がはみ出ているので、中

心周波数だけを示したということによろしいですね。

○伊藤補佐 左様でございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

池永特別委員、いかがでしょうか。

○池永特別委員 私からも同じページの図に関してなんですけれども、このブロック図を見ますと、この図で言うところの真ん中、1から16までの左側と25から43までの右側で、各都道府県、使い方が一致しているように見えるのですが、これはこの組合せで使われているという認識でよろしいでしょうか。

それともう一つは、図の真ん中に17から24ブロックというのが省略されていますけれども、ここの部分はどなたも使われていないという理解でよろしいでしょうか。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。

組み合わせて利用していることについては、御認識のとおりでございます。

真ん中の省略されているバンドでございますけれども、これはほかのシステムに割り当てられております。

○池永特別委員 そういことですね。分かりました。ありがとうございます。

最初の組合せという意味ですけれども、これは例えば上り下りのような使い方をされているという理解でよろしいでしょうか。

○伊藤補佐 左様でございます。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。

私から以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

石山特別委員、いかがでしょうか。

○石山特別委員 32 ページですけれども、ここのコメントにも書いてありますが、一部の都道府県のみで開設されているということで、これ1府5県だけが使用状況はあるということになっているんですけれども、これはなぜここだけが使っているのでしょうか。

○手塚周波数調整官 電波政策課、手塚でございます。

先生の御質問ですけれども、こちら災害対策用の無線局という形になっておりまして、記載されている場所はあくまで常置場所という形になります。必要があればこちらから全国の災害現場に持ち出して使用するという形を想定しているものとなります。

以上です。

○石山特別委員 なるほど。これはいわゆるハンディーではないのかもしれませんが、持ち運びできるものですか。

○手塚周波数調整官 持ち運びして使うことが前提になっております。

○石山特別委員 そうすると、何か西日本ばかりにあるようにも見えますのですが、これは特に問題ないということでよろしいですか。

○手塚周波数調整官 現状、免許人がそういう形で使われている形になっております。

○石山特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○手塚周波数調整官 ありがとうございます。

○石山特別委員 私からは以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 39 ページですけれども、15GHz帯を使用している免許人が他のブロックへの代替可能性を問われていて、「代替できない」と回答して

いる中で、通信距離が長いとか短い、あるいは仕様が適さないとか、機能、性能が適さないとか、あるいは立地、環境等が困難というお話があるんですけども、同じ周波数ブロックであれば移行できるような気がするんですが、これはどういう理由でしょうかというのが一つと、もう一つは、災害、非常時に使用できないおそれがあるというのは、これは15GHz帯で先ほどの非常用に使うものとバッティングして、中継系・エントランスは止められてしまう可能性があるということが実際あって、それを御存じなのか、そういうことを危惧されているのか、その辺りというのはどういう理由でしょうか。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。

選択肢の設定でございますけれども、同様のシステムに同じような形で設問を設定しているところがございまして、システム1個1個から見たときに、必ずしも適切でないと思われる選択肢になっていたところもあると思っております。今後につきましては、免許人の方に混乱を招いた可能性があると思っております。今後につきましては、システムに沿った設問となるように、設問検討を行う際に精査をしていきたいと考えております。

○眞田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○西村部会長 それでは、中野特別委員、いかがでしょうか。

○中野特別委員 御説明、どうもありがとうございます。

丁寧にまとめられていたかと思いますが、私からは、43ページの発射状況の調査について少しお伺いさせていただきたいと思います。先ほどの前のシステムの話でも出てきたんですけども、無線局の運用実態の確認という点では、やはりこういう発射状況調査は必要であると考えますが、今までに挙げたような、調査票の回答だけでは把握できないような部分を丁寧に深掘りすることが必要ではないかと思います。例えば免許人に対してヒアリングなどを行ったほうが有意な可能性も高いのではないかと思います。その辺りはいかがでし

ようか。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

おっしゃるように、調査票の回答だけでは把握できないような部分について、やはり免許人の方に直接伺うといったような手法も有効ではないかと思われま
す。御意見も踏まえまして、今後の周波数の共用・移行・再編の観点から、今
後の方針について検討を進めていきたいと思ひます。ありがとうございます。

○中野特別委員 ヒアリングの項目についても丁寧に御検討いただけると、今
後の展開によいのではないかと思ひますので、併せてよろしくお願ひいたしま
す。

以上です。

○伊藤補佐 承知しました。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは私からも、今回御説明がなかった箇所でございますが、38枚目を
開けていただけますか。

代替可能性というものを問うときに、災害対策用についてでございますけれ
ども、15GHz帯電気通信業務用システムのほかの周波数ブロック等に対し
て代替できない理由の「代替の必要がない」というのは、この下の表でござい
ますと真ん中の4つほどあるんですけれども、代替可能性を問うという設問に
対する回答としては少し不十分と考えた次第でございますので、これは質問と
いうよりはコメントという形になるかと思ひますが、今後、このシステムを再
び調査する際は、代替を考えていくための原因が特定できるような設問、代替
可能性を問う前提で工夫すべき点があると思つた次第でございます。もし、コ
メントでございますので、何か現状で御回答がありましたらお願ひできればと
思ひます。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。

当該周波数帯でございますけれども、調査時点においてまだ移行が確定していない等の事情もあって、それを勘案して設定した次第でございますけれども、いただいた御意見につきましては、今後、設問を検討する際に参考としつつ、慎重にやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○西村部会長 御回答ありがとうございます。

そのほか、質問一巡いたしましたけれども、追加的に御質問、御意見等ございましたらこの場で頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。もし、追加の御質問等ございましたら、後日、事務局までお送りいただければと思いますし、また、この会議終了間際に事務局からもアナウンスがあらうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件、2つ目の議事でございますけれども、これで終了させていただければと思います。伊藤補佐、御説明、御回答どうもありがとうございました。

それでは、総務省からの報告は以上となりますので、事務局におかれましては、総務省関係者の退席の対応をよろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。

それでは、総務省関係者の方は御退席をお願いいたします。少々お待ちいただければと思います。

お待たせいたしました。事務局でございます。退席を確認いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

○西村部会長 承知いたしました。

閉 会

○西村部会長 それでは、本日の議事は以上となっております。

最後に事務局から事務連絡等ございますでしょうか。

○柏崎幹事 御連絡事項が2点ございます。1点目、議事2の重点調査結果につきまして、先ほど西村部会長からございましたとおり、追加の御質問等ございましたら、1週間後の4月14日火曜日までをめぐりに事務局宛てメールをいただけますようお願い申し上げます。また、2点目、次回の部会につきましては、連休の谷間の開催で恐れ入りますが、5月7日木曜日10時からを予定してございます。

以上でございます。

○西村部会長 事務連絡ありがとうございました。

それでは、本日の有効利用評価部会をこれで閉会させていただきます。次回部会は、先ほどございましたとおり5月7日木曜日10時からを予定しておりますので、引き続き先生方、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。それでは失礼いたします。